

市では、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組みまいります。
詳しくは、各担当へお問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

慰労金・補助金を支給

新型コロナウイルス感染症が流行する中、市内事業所で、福祉・介護・保育・ごみ処理・医療などの社会機能を維持し、市民の命や生活を守るために最前線で働き続けている方やその事業所に、慰労金や補助金を支給します。詳しくは、各担当へお問い合わせください。

障害福祉サービス

◇支給額
*従事者11万円(国の慰労金に上乗せ)
*事業所11人の慰労金の対象従事者1人につき5000円
☆詳しくは、障害福祉係へ。

介護サービス

◇支給額
*従事者11万円(国の慰労金に上乗せ)
*医療機関11慰労金の対象従事者1人につき5000円
☆詳しくは、健康係(あいぼつく内) ☎5445126へ。

事業者、労働者向けの支援についての案内を配布

次の給付金や制度について紹介した「あきしま 事業主、働いている方支援策のご案内」を、10月1日までに全世帯へ配布します。
☆詳しくは、産業振興係へ。

昭島市新型コロナウイルス感染症対策市内事業者応援金

◇対象 中小企業者、個人事業主
◇支給額 10万円
◇申請 10月31日まで

昭島市中小企業等家賃支援金

◇対象 中小企業者、個人事業主
◇支給額 家賃など(直近1か月の3分の2に相当する額)の2か月分(上限20万円)
◇申請 10月31日まで

昭島市感染拡大防止協力金

◇対象・支給額
*東京都感染拡大防止協力金(第1回または第2回)の支給が決定した事業者110万円
*東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金の支給が決定した事業者15万円
◇申請 11月17日まで

(に上乗せ)
*事業所11人の慰労金の対象従事者1人につき5000円
☆詳しくは、地域包括ケア担当へ。

保育、幼児教育

◇支給額
*保育施設・幼稚園・学童クラブでの従事者11万円
*保育施設・幼稚園150万円以内(衛生用品の購入額による)
☆詳しくは、保育施設・幼稚園については子ども子育て支援係、学童クラブについては学童クラブ係へ。

ごみ処理

◇対象 市が家庭ごみの収集・処理・焼却を委託する事業所
◇支給額 従事者1人につき1万円
☆詳しくは、清掃センター ☎5411342へ。

医療

◇支給額
*従事者11万円
*医療機関11慰労金の対象従事者1人につき5000円
☆詳しくは、健康係(あいぼつく内) ☎5445126へ。

国からの持続化給付金

◇対象・支給額
*中小法人など11200万円以内
*個人事業主1100万円以内
※いずれも、昨年1年間の売り上げからの減少分が上限です。
◇申請 令和3年1月15日まで

国からの家賃支援給付金

◇対象・支給額
*中小法人など1160万円以内
*個人事業主11300万円以内
※いずれも、家賃など(直近1か月に基づき算出した支給額(月額)の6倍が上限です)。
◇申請 3年1月15日まで

東京都家賃等支援給付金

◇対象 国からの家賃支援給付金の支給が決定した事業者
◇支給額 家賃など(直近1か月の3か月分に所定の支給率をかけた額(上限あり))
◇申請 3年2月15日まで

国からの雇用調整助成金など

雇用を維持するため、従業員(アルバイトなどを含む)へ休業手当を支給するなどした場合に、事業者へ手当や賃金の一部が助成されます。
なお、申請期限は、休業期間などにより異なります。

昭島市新生児子育て応援特別給付金を支給

令和2年4月28日〜3年4月1日に生まれたお子さん1人につき10万円を、保護者に支給します。
対象となる世帯には、申請書を送付します。
☆詳しくは、子育て世代包括支援センター(あいぼつく内) ☎5437303へ。

事業者向けよろず相談

経営や雇用、国の持続化給付金、家賃等支援金、雇用調整助成金などに関する相談に応じます(申込不要/予約可)。
◇日時
*経営に関する相談(中小企業診断士)11月28日までの月〜金曜日
*雇用・労働に関する相談(社会保険労務士)11月30日までの月・木曜日
※いずれも、祝日を除く、午前8時30分〜午後5時です。

昭島市緊急対策事業資金融資あっせん制度

中小企業者に融資をあっせんします。また、融資が行われた場合、金利と信用保証料を補助します。
◇融資額 500万円以内
◇申請 3年3月31日まで

傷病手当金の対象期間を延長

国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者が、新型コロナウイルスに感染した、または、その疑いがあり、療養のため就業できなくなった場合に、傷病手当金を支給しています。
この適用期間を、12月31日まで延長します。

働く方向け雇用・労働相談(アルバイトなどを含む)

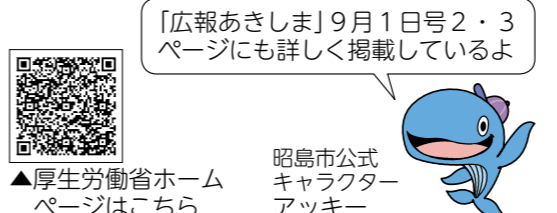
労働条件や雇用保険、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などに関する相談に、社会保険労務士が応じます(申込不要/予約可)。
◇日時・場所
*月・木曜日(11月30日まで)祝日を除く午前8時30分〜

就労継続支援B型事業所へ補助金を支給

障害のある方などが就労訓練を行う事業所を対象に、工賃などを補助するため支給します。
◇支給額 利用者1人につき1万円
☆詳しくは、産業振興係へ。

新型コロナウイルス 接触確認アプリ COCOA

新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができるスマートフォンアプリです。
個人の特定につながる情報の入力を求めたり、位置情報を使用したりすることはありません。自分や大切な人を守るため、ぜひご利用ください。
☆詳しくは、厚生労働省ホームページ、または、COCOA サポートメール appsupport@cov19.mhlw.go.jp へ。



新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

内容	担当	電話番号
予防・検査・医療に関すること	東京都新型コロナコールセンター	0570-550-571(毎日/午前9時〜午後10時)
新型コロナウイルス感染症の発生に関すること	厚生労働省の電話相談窓口	0120-565653(毎日/午前9時〜午後9時)
受診の相談	多摩立川保健所	042-524-5171(平日の午前9時〜午後5時)
	都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター	03-5320-4592(平日の午後5時〜翌日午前9時、土曜日・日曜日・祝日の終日)
収入の減少、仕事、住宅の家賃補助(住居確保給付金)などに関すること	昭島市くらし・しごとサポートセンター	042-519-2033(平日の午前8時30分〜午後5時15分)
生活福祉資金制度の特例貸し付けに関すること	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388(平日の午前8時30分〜午後5時15分)
緊急事態措置などに関すること	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	03-5388-0567(毎日/午前9時〜午後7時)
さまざまな人権問題に関する相談	法務省 みんなの人権110番	0570-003-110(平日の午前8時30分〜午後5時15分)